

令和6年度

施政方針

令和6年3月

嘉手納町長 當山 宏

目 次

1.	令和6年度 町政運営に向けて……………	1
2.	基地問題……………	5
3.	安全・安心で住みよいまちづくり……………	9
4.	活力に満ちた賑わいのあるまちづくり……………	13
5.	生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり……………	15
6.	地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり…	21
7.	執行体制と行財政の運営等……………	27

令和6年度 町政運営に向けて

本日ここに、嘉手納町議会令和6年3月定例会が開会の運びとなりました。今定例会においては、一般会計予算をはじめ水道事業会計予算、下水道事業会計予算、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算のほか、行財政運営に関する諸議案等を提出しております。その審議に先立ち、これまでのまちづくり等に関する主な取り組みと令和6年度における私の町政運営の基本方針、そして主要な施策の概要等について申し上げ、議員諸賢のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、3年余にわたり人々の健康や暮らし、社会経済等に深刻な影響をもたらしてきたコロナ禍は、昨年来ようやく落ち着いてきており、私たちの暮らしにもいつもの日常が戻ってきております。野國總管まつりをはじめ町内の各種行事やイベントも久しぶりに通常どおり開催されるようになり、町内にも活気が出てまいりました。

「明けない夜はない」という言葉の意味を改めて実感しております。

長期にわたる新型コロナウイルス感染防止対策やワクチン接種に対する町民の皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げる次第であります。

コロナ禍が、落ち着いたことにより、本県のリーディング産業で

ある観光の需要も回復してきており、県内の景気も拡大基調にあります。

一方で物価の高騰が町民や事業者に影響を及ぼしており、その支援策として去年は町独自に「20%のプレミアム付き野國總管商品券事業」を継続実施したほか、町民一人当たり5千円の生活支援商品券（うち2千円は飲食専用）を交付するとともに、中小企業等が省エネ対策として行う設備投資に対する経費の一部補助に取り組んできたところであります。今後においても地域経済の動向を注視してまいります。

また、今年も年明け早々、石川県能登地方において震度7強の地震とそれに伴う津波が発生し、国民は大きな衝撃の中で新年を迎えることとなりました。改めて災害は時を選ばないということを再認識させられた次第であります。

現地では多くの皆様が甚大な被害を受け、今も厳しい避難生活を余儀なくされており、町においても被災地を支援するため、500万円の義援金を補正予算で措置いたしました。被災された皆様がその悲しみや苦難を乗り越え、一日も早く現状の改善と復旧・復興が図られることを心から願うものであります。

ところで、本町におきましては、これまで計画的に各種の施策や

事業を実施してきており、令和5年度においてもハード、ソフトの各種事業を推進してまいりました。

町内への住宅建設の促進を図り、人口増加につなげる目的で取り組んでいる「定住促進事業」は、賃貸住宅等の建設に係る補助金の上限額300万円を令和5年度から撤廃し制度の拡充を図っております。また、住宅施策の更なる充実に向けて「住宅リフォーム支援事業」の内容の見直しや老朽建物の除却を促進するための施策を検討してまいりました。

字嘉手納2番地地区で実施している「密集市街地地区整備事業」におきましては、地区内の防災道路の整備に向けて、物件補償と用地買収に取り組んでおり、今後ともスピード感を持って事業の進捗を図っていくこととしております。

「水釜第二町営住宅建替事業」は、令和5年度から建設工事に着手するとともに、併行防音工事も進めており、引き続き推進を図ります。

「嘉手納飛行場等周辺まちづくり支援事業」として取り組んでいる「嘉手納野球場整備事業」は、解体工事を終え建設工事に着手しております。また並行して進めている「兼久体育館建替事業」は、令和5年度に既存施設の解体工事を完了し工事の進捗を図ります。

今後はこうした施設の有効活用を行い、スポーツをとおした地域活性化を図っていく計画であります。

嘉手納公園再整備事業は、遊具やバスケットリング等を整備し一部供用開始いたします。引き続き事業を推進してまいります。

リニューアルオープンした「道の駅かでな」については、現在、来場者数がコロナ禍以前の状態にまで回復し賑わいを見せております。また「比謝川自然体験センター」も有効活用されており、さらに比謝川では、カヤック体験等で訪れる観光客も増えております。こうした状況を踏まえて、観光協会とも連携しながら本町の幅広い観光振興に取り組んで行く考えであります。

保育行政について令和5年度は、待機児童の解消に向け認可保育所1か所の新設に取り組むとともに、老朽化した町立第三保育所の建替事業を実施いたしました。これにより20名の定員の増加を図ることとしております。

また、町民福祉の拠点である「総合福祉センター」は、施設の経年劣化や機器の不良等が生じていることから改修を行い、長寿命化を図りました。

教育行政では、学校施設長寿命化事業に取り組み、嘉手納小学校の外壁塗装等改修工事を実施したほか、小中学校へ電子黒板及び周

辺機器の整備を行い、教育活動の質の向上を図っております。

以上が令和5年度において取り組んできた主要な事業であります。

令和6年度はこれまでの成果を踏まえ、引き続き町民福祉の増進と町の発展に向けて「公共施設の整備」や「住宅対策の拡充」「教育・福祉の向上」「人材育成・文化の振興」「基地問題への対応」「地域産業・商店街の活性化」等に取り組めます。とりわけ「子育て支援」については、本町の少子高齢化や人口問題の改善につなげるため、その大幅な拡充を図ることとしております。

また、令和6年度においても、引き続き「活力に満ちたまちづくり」「人に優しいまちづくり」「文化の薫るまちづくり」を目指すとともに「公平公正」「町民本位」「改革刷新」を基本姿勢に嘉手納町のまちづくりを推進してまいります。

こうした考え方の下で、令和6年度において取り組む主な施策の概要等は次のとおりであります。

基地問題

基地問題について申し上げます。

戦後79年を迎えた今日、本町を取り巻く基地問題はいまだ厳しい状況が続いております。

令和5年10月に無人偵察機MQ-9の嘉手納基地への配備が開始されました。同機については、配備前の事故原因について具体的な説明がなされていないことから、基地周辺住民の不安や懸念を払拭することはできないと考えており、現時点において、それを受け入れる状況にはないというのが町としての見解であります。

広大な米軍基地を抱える本町においては、基地から派生する事故やトラブル等が依然として後を絶たない状況にあります。令和5年度においても、様々な問題が相次ぎました。その主なものとして、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の実施やF-35戦闘機による部品落下事故などが挙げられます。こうした諸問題の発生は、町民の安全な生活を脅かすものであり決して容認できるものではありません。また、嘉手納基地に所属する米軍人による酒気帯び運転などの事件、事故も相次ぎました。三連協としてはこうした問題に抗議すると同時に再発防止の徹底を強く求めてきたところであり、ります。

嘉手納基地から派生する航空機騒音も、依然として町民に深刻な被害を及ぼしております。令和5年度は、所属機の訓練に加えて大規模演習による外来機の大量飛来が確認された中、F-15戦闘機の退役に伴うF-35戦闘機等の巡回配備が実施されており、90

デシベルや100デシベルを上回る耐えがたい騒音被害を町民に与え続けております。同機の運用を行わないことや航空機騒音規制措置の遵守等について、町独自及び三連協として強く要請してきたところであります。

また、令和3年4月に終了する見込みとなっていた通称「パパーループ」の使用については、HH-60ヘリコプター等、当初想定されていた航空機以外の機種による使用が続いており、深夜早朝に及ぶ騒音が近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼしております。本町では、米側からなされた「騒音が発生しないよう最大限の措置を講じる」との説明について、説明どおりの方策を確実かつ早急に実施するよう要請してまいりました。この問題の解決に向け、その運用に伴い発せられる航空機騒音の大幅な軽減や、パパーループの使用の早期中止について、関係機関に対し引き続きその実現を求めてまいります。

航空機の排気ガスの悪臭問題は、航空機騒音と並んで本町の大きな問題の一つであります。このため、悪臭の発生源としての可能性が高いE-3早期警戒管制機について、同機の駐機場移転など、有効な対策を講じるよう日米関係機関に対し強く要請してきたところであり、引き続き解決に向けて力を尽くしてまいります。

防音対策事業につきましては、告示後に建築された住宅や店舗、事務所等への防音工事の適用拡大をはじめ、防音住宅にお住まいの方に対する空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠拡大等の実施について、国に対し長年にわたり要請してまいりました。本町では、これらの事案について今後も引き続き要請していくとともに、令和4年度より、特に騒音が激しい第二種区域において国の防音工事を実施した住宅にお住まいの方に対する空調機器稼働費の補助を実施しており、令和6度も引き続き実施いたします。

防錆整備格納庫建設計画については、令和5年4月に日米協議の結果として「パパーループ内の予定地に建設せざるを得ない」とする国からの説明を受けております。

これは、国が米側と協議を重ね、施設の必要性や安全性等をしつかりと確認した上で出した結論であると理解しており、本町としてもその結論は尊重すべきと考えております。しかしながら、施設の安全性が確認されたとは言え、防錆整備作業を行う大規模な施設が民間地域の近くに建設されることになれば、その適正な運用や安全対策等の遵守に対する住民感情としての懸念は依然として残ると言わざるを得ず、こうした払拭されない懸念が少しでもある限りは、当該施設を容認することはできないというのが町としての考えであ

ります。よって、同施設についてはこうした懸念の払拭を図ることが極めて重要であり、万が一にも周辺住民に被害を及ぼすような事故等の発生があってはならず、そのための万全な措置が確実かつ継続的に講じられる必要があります。本町では、国及び米軍において、町が抱く懸念の払拭に向けて日米で確認された諸事項を遵守する等、万全な措置を確実に継続して講じるよう強く要請しているところであり、今後も継続して要請していくものであります。

今後とも各種の基地問題については町独自に、そして三連協としてその解決に向けて取り組んでまいります。

安全・安心で住みよいまちづくり

安全・安心で住みよいまちづくりについて申し上げます。

本町の抱える人口減少問題の解決に取り組むため「定住促進事業」を実施しております。令和4年度より5年間の期限付で、継続実施してまいります。

国土交通省が「地震時等において著しく危険な密集市街地」として公表した字嘉手納2番地地区については、平成29年2月に同地区まちづくり協議会から町に提出された事業推進の要望書を踏まえて「密集市街地整備事業」に取り組んでおります。これまで地区内

住環境の改善に向けて、権利者等への個別ヒアリングを順次進めてきており、令和6年度においては、令和5年度に引き続き、まちづくり協議会の皆様とも連携を図りながら、道路整備により移転の対象となる皆様の物件補償と移転措置の業務に取り組みます。

「住宅リフォーム支援事業」は、令和6年度から賃貸住宅、空家等も対象物件に含め、支援内容の充実を図ってまいります。このほか、老朽建物等の除却の促進に向けて建物除却支援事業を実施いたします。

「水釜第二町営住宅」の建て替え事業については、令和5年度より実施しており、令和6年度中の完成に向けて取り組んでまいります。

「屋良土地区画整理事業」は、権利関係者の協力を得ながら清算業務の完了に努めます。

「嘉手納飛行場等周辺まちづくり支援事業」において「嘉手納野球場」は、建設工事を継続し令和6年度内の完成を目指します。「兼久体育館」においては、既存体育館の解体工事を終え、本体工事に着手してまいります。「屋良城跡公園」につきましては、令和5年度に引き続き埋蔵文化財予備調査を実施いたします。

「嘉手納野球場周辺等整備事業」については、令和5年度から、

沖縄振興特定事業推進費市町村補助金を活用し、キャンプ誘致促進を図るため、サブグラウンド等の規模や配置の検討を令和5年度において実施してまいりました。令和6年度においては、基本計画を実施し、本事業を推進いたします。

「兼久海浜公園リニューアル事業」は、実施設計業務を行い、円滑な事業推進に努めます。また、町内の老朽化した遊具の取替を予定しており令和6年度はその設計を進めてまいります。

道路整備は、生活の基盤である町道の改良工事などを計画的に進め、都市機能の向上と快適で安全なまちづくりを目指します。

公共下水道事業は、快適な生活環境や河川等の水質保全を図るため、今後とも老朽化した管路の更新に取り組みます。また、町内の下水道未接続世帯の解消に向けて、公共下水道への接続促進に取り組みます。

水道事業においては、安全で安心して飲める水道水の供給を維持するために、配水管や配水設備等の老朽化対策や災害に強い強靱な水道施設への更新を図ります。

比謝川及び町内に点在する湧水等の有機フッ素化合物による汚染問題に関しましては、国の設置した「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」の動向を注視し、沖縄県と共に地下水の水質モニタ

リング調査など状況の確認、解決方法の調査研究を実施してまいります。

地球温暖化対策については、地球温暖化防止実行計画に基づき、公共施設の照明器具のLED化等、CO₂排出量の削減、抑制に取り組めます。

ごみ行政におきましては、これまでの取り組みにより廃棄物の減量化が少しずつ進んでまいりました。これは、町民や町内事業者等の4R運動に対するご理解とご協力あつての成果であります。令和5年度に設置した一般廃棄物減量等推進審議会に、これまでの取り組みの事業評価を諮問し、町民、町内事業者等の皆様のご協力いただける施策を検討してまいります。

町内において環境美化活動に取り組んでいただいている個人や事業者及び団体等に対して、ごみ袋の提供や回収などの支援を実施します。

野良犬や野良猫対策などの地域の環境保全については、殺処分ゼロを目指し、町民への適正飼養の意識啓発やNPO法人動物基金の協力のもとに野良猫の避妊治療（TNR活動）を実施してまいりました。令和6年度より西浜区から東区にかけて、TNR活動を行う本町の独自事業も併せて実施してまいります。

活力に満ちた賑わいのあるまちづくり

活力に満ちた賑わいのあるまちづくりについては、中心商店街の活性化をはじめ、既存産業や新規産業の振興に向け取り組んでまいりました。

商工業の振興については、商工会や商工事業者との連携を図り、各種の活性化事業に取り組んできました。引き続き嘉手納町商工会と連携しながら積極的に実施してまいります。

「プレミアム付き野國總管商品券事業」は、物価高騰の影響を受けている町民や事業者の支援として令和6年度においても、20%のプレミアム付き商品券の販売を実施いたします。

「かでな元気プロジェクト事業」については、事業者の経営力向上及び販路開拓の支援を目的とした「やる気支援事業」、町内における創業者の支援を行う「事業者立地支援事業」、既存商工業者の情報をガイドブックによって発信する「情報発信支援事業」等を継続実施します。また、事業全体のブラッシュアップを図り有効な施策を推進してまいります。

「優良特産品推奨事業」は、現在推奨されている特産品の販路開拓等の取り組みを支援いたします。

観光振興に向けては「道の駅かでな」及び「比謝川自然体験セン

ター」の更なる利用促進に取り組みます。また、これらの新たな観光資源を町内外へ効果的にPRするため、観光プロモーション事業において観光協会と連携しながら本町の観光振興に取り組み、体験型・滞在型の観光地として、観光客の滞在時間の延伸及び客単価の増加等による経済の活性化を図ってまいります。

令和5年度に実施した第2次観光振興基本計画の検証及び来訪者、事業者アンケート等の基礎調査を基に、令和6年度において第3次観光振興基本計画策定を行います。

各種イベントにつきましては、令和5年度において、4年ぶりとなる「野國總管まつり」を通常開催することができました。引き続き、町民を始めまつりに訪れた皆様が楽しめるよう取り組んでまいります。

情報通信産業については、県内の多くの自治体で「情報通信産業振興地域」の指定が進んでおり、当該指定を理由とした企業誘致も難しくなっていることから、現在マルチメディアセンターで行っている講座等は継続しながらも、施設の更なる利活用を目指し、情報通信産業以外の利活用について検討を進めてまいります。

雇用対策については、令和6年度も引き続き就職支援活動総合窓口を設置し、専門の相談員によるアドバイスとサポートを行います。

また、雇用情勢悪化への対策として実施している雇用促進資格取得支援事業を令和6年度も継続し、町民の雇用機会の拡大に努めます。

スポーツツーリズムについては本町の新たな観光資源として「スポーツを通じた地域活性化」を位置づけ、地域住民の健康増進やスポーツの技術向上、地域振興及び観光振興の促進又は交流人口の増加につながる取り組みを行うため、スポーツツーリズム推進協議会の設立に向けて取り組んでまいります。

農業振興について、本町の農業は主に米軍基地内の黙認耕作地において営まれており、基幹作物であるさとうきびを中心に、きゅうり、とまと等の栽培が行われております。町独自の各種補助金制度等による農家支援を継続し、農作業効率化による生産性向上につなげてまいります。

水産業振興については、漁業従事者の活動支援や後継者育成支援に努めます。

生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり

令和6年度からスタートする第9期老人福祉計画及び沖縄県介護保険広域連合の第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう努めてまいります。

す。また、第2次地域福祉推進計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）が最終年度となることから、第3次計画の策定を行います。

令和6年度は、総合福祉センターの非常用発電機取替工事及び駐車場等整備工事実施設計を行い、引き続き社会福祉の増進に資するための活動拠点としての機能復旧を図ってまいります。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、介護予防の取り組みを進めるとともに、地域包括ケアシステムの推進に努めます。

障害福祉については「障害者計画2022」及び、令和6年度を初年度とする「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、各種施策の推進に努めます。

また、障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、支援体制の整備を推進します。

児童福祉においては、子育て世帯の負担軽減を目的に、同一世帯で保育所等を利用する子どもが2人以上いる場合の、2人目の子どもにかかる保育料について無償化を実施いたします。また、保育にかかる3歳児以上の副食費についても無償化を図ります。

建て替え事業が完了する第三保育所については、令和6年4月よ

り定員数を110名から130名に増加させ「嘉手納町さんさん保育所」として新たな名称でスタートいたします。また、令和5年度より整備が進められている新規の認可保育所についても令和6年度中の開園が予定されており、引き続き待機児童の解消に向け、取り組んでまいります。

保育士の人材確保においては、保育士確保対策事業を継続して取り組みます。また、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）においては、民間学童の支援の充実を図るとともに、受入れ児童数の拡充に向けて取り組んでまいります。

令和6年度より小学校・中学校・高校へ入学する児童を養育する世帯へ入学祝金を支給し、子育て世帯への経済的支援を実施します。

子どもの居場所づくりについては、令和5年度より西浜区コミュニティセンターを活用した子どもの居場所「ウムウム倶楽部」を開始しており、児童の健全育成に取り組んでおります。令和6年度も引き続き実施するとともに、多様な子どもの居場所づくりについても検討してまいります。

ひとり親家庭支援においては、母子及び父子家庭等医療費助成事業について、引き続き実施し、ひとり親世帯の負担軽減を図ります。

児童虐待の防止に関しては、すべての子どもの権利を擁護するた

め、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と緊密に連携するとともに「支援対象児童等見守り強化事業」を継続実施し、支援を必要とする家庭の見守りの強化、状況把握に努め、各家庭の状況に応じて適切な支援につなげます。

また、貧困や不登校・引きこもり、ヤングケアラー等、子どもたちを取り巻く課題が複雑化・複合化していく中、困難を抱える子どもに対し、個々のニーズに合った支援を実施する「要支援家庭寄り添い支援事業」を令和6年度より実施し、これまでの支援体制では支援の届きづらかった事案への体制の構築を図ります。

妊婦健康診査の公費助成については、望ましい回数とされる受診回数14回の助成と、多胎妊娠の妊婦に対して、追加で5回分の費用を継続して助成します。

子ども医療費助成事業については、令和5年4月より対象年齢を18歳まで拡大しております。令和6年度においても、引続き実施してまいります。また、未熟児養育医療事務、低出生体重児・未熟児に対する訪問指導、子どもフッ化物塗布助成事業、新生児聴覚検査助成事業についても継続して取り組みます。

令和6年度より子ども家庭課内に「こども家庭センター」を設置し、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、個々の家庭に

応じた包括的な支援を切れ目なく行い、妊産婦支援及び子育てや子どもに関する相談支援体制の充実を図ります。併せて国の施策である出産・子育て応援給付金事業を継続実施いたします。

出産後間もない時期の産婦に対する支援として産婦健康診査にかかる費用及びその乳児が受診する生後1か月健康診査にかかる費用について助成します。その健診結果から出産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てできる支援体制として、産後ケア事業を実施し、体調不良などで家事や育児の支援が必要な妊産婦に対して、支援者を派遣する妊産婦ヘルプサービス事業を継続します。

感染症の予防については、任意の予防接種であるおたふくかぜや高齢者肺炎球菌の予防接種費用を助成し、感染症の発病や重症化、まん延の予防に努めます。

健康増進事業では「健康・食育かでな21」に基づき、健康寿命延伸に向け健康づくりと食育の推進を図ります。また、高齢者の課題であるフレイル予防対策の一環として、沖縄県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け取り組んでおります「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を推進してまいります。

健康管理を推進するため人間ドック等助成、歯周疾患検診事業、

がん検診についても継続して実施します。また、生活習慣病をはじめ、さまざまな病気の早期発見・早期治療、発症および重症化の予防を推進するために各種健診や保健指導の充実を図り、特に特定健診においては、地域と連携し受診率の向上を図るため「週末健診」「ナイト健診」を実施いたします。

国民健康保険事業につきましては、我が国の社会保障制度の中核として国民皆保険の重要な位置を占めており、町民の医療確保と健康保持に大きく貢献しております。財政状況については、国保特別会計だけでは工面することができず、支出の一部を一般会計からの法定外繰入で補填している状況にありますが、今後も安心して医療が受けられる体制を維持するため、医療費適正化等により歳出を抑えつつ、国・県からの交付金、国民健康保険税の適正課税、収納対策等による歳入の確保に取り組むとともに、引き続き沖縄県・他市町村と連携を図りながら国民健康保険事業の財政安定化に努めます。

後期高齢者医療保険につきましては、保険料の均等割額を補助金として継続支給します。また、はり・きゅう等施術に対する補助や健診結果説明会を引き続き実施いたします。

国民年金は、老後の経済的な支えとなる老齢基礎年金のほか障害基礎年金、遺族基礎年金等、町民の生涯を支える社会保障制度です。

各種免除申請等の受理、年金制度及び年金生活者支援給付金制度の周知、相談業務に努めます。

地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり

教育行政においては、第5次総合計画に即した第3次嘉手納町教育大綱を本町教育行政の基本方針とし、嘉手納町総合教育会議において協議等を深めることで、充実した教育行政を推進します。

幼稚園においては、遊びを通じた総合的な指導のもと、豊かな体験活動を通して、知識や技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性を育むことができるよう、園児一人ひとりの発達や特性に応じた教育に取り組みます。また、幼児教育と小学校への円滑な接続を図る観点から、子どもの育ちや学びの連続性を重視した切れ目のない教育課程の充実を図ります。

また、幼稚園給食費補助を拡充し、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

小・中学校においては、持続可能な社会の創り手として、ふるさと嘉手納への誇りと自立心を備えた、未来の嘉手納を担う子どもの育成を目指します。そのために、人生100年時代を生きる社会人基礎力「前に踏み出す力（アクション）」「考え抜く力（シンキン

グ)」「チームで働く力(チームワーク)」を「かでな型学力」として定義づけ、その育成の充実に努めてまいります。

さらに、国のGIGAスクール構想に基づいた教育DXを推進し、効果的・効率的にICT機器を活用することで、多様な子どもたちに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るなど、教育活動の質の向上に努めます。また、校務のデジタル化を図り、教師の働き方改革を進めてまいります。

グローバル社会で活躍できる人材育成として、小・中学校9年間を見通した英語教育を充実させ、コミュニケーション能力の育成を図ります。

英語検定については、受検料の補助を行うことで、生徒の英語に対する理解の充実と実践的コミュニケーション能力の育成に資するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

多様性への対応については、すべての子どもが国籍や人種、宗教、ジェンダー、障害の有無にかかわらず一緒に学べるインクルーシブ教育を推進します。

特別支援教育については、障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの障害の状態などに応じたきめ細かい教育を行ってまいります。

ます。また、教職員研修等を通して、特別支援教育への理解と実践の充実に努めるとともに、特別支援教育支援員（教育サポーター）の活用など、当該児童生徒の教育的ニーズに応じた教育の充実を図ります。

不登校や問題行動等、支援の必要な児童生徒や保護者の抱える課題の解決に向け、スクールソーシャルワーカーや生徒指導支援員を配置し、学校や関係機関との連携・協働により必要な支援につなげられるよう努めます。

青少年センターにおいては、青少年健全育成の拠点として、学校・家庭・地域などの関係機関との連携を図り、青少年の健全育成に係る諸活動を実施します。また、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の定着、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立を促してまいります。

秋田県大館市との学習体験交流事業等については、令和5年度から令和7年度までの交流を継続し、大館市の教育施策や「秋田の探究型授業」などに学び、本町の教育施策の充実に努め、教師の授業改善、児童生徒の学びに向かう力や意欲の向上を図るとともに、児童生徒の学力の向上を目指します。

嘉手納のヒト・コト・モノを教育材料として、嘉手納を知り、嘉手納を学び、嘉手納に貢献する「ふるさとキャリア教育」を展開し、児童生徒の社会性や自立心を育みます。

教育施設については、令和2年度に策定した嘉手納町学校施設等長寿命化計画に基づき、子どもたちが安全・安心に施設を利用できる教育環境の整備のために嘉手納中学校校舎の屋上防水・外壁塗装等改修工事を実施します。

社会教育については、地域住民の自主的な社会教育活動が円滑に行われるよう支援し、地域住民や社会のニーズに応じた様々な学習機会を提供いたします。

令和5年度から実施している「放課後プログラミング講座」の対象者を令和6年度より、小学校から中学校へ拡大し、児童生徒の論理的思考力の育成に努めてまいります。

令和6年度も「学校を核とした地域づくり」を目指して、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の支援及び放課後子ども教室を開催します。

文化振興については、町文化協会をはじめ、関係団体との連携による文化・芸能発表の場の創出や様々な分野において町民が文化芸術に触れる機会を提供いたします。

また、催事としては、楽しみながら文化芸術や社会教育を体験していただく「はいさい！いちやりば祭」の開催や国の重要無形文化財に指定されている「組踊」の鑑賞会等を実施します。

その他、新事業としましては、文化芸術活動において優秀な成績を修めた個人又は団体の県外等派遣に関する補助金の交付を開始します。

人材育成事業では、貸与事業として学資貸与及び入学準備金貸与への取り組みを継続し、学生生徒に対する就学の機会を確保してまいります。また、助成事業では、教育・芸術・文化及びスポーツ部門で優秀な成績をおさめた町民への報奨金支給を引き続き実施し、研修や交流派遣に参加する町民への補助金交付事業も継続して行い、人材の育成に努めます。

交流事業としては、鳥取県大山町との児童交流事業及びハワイ短期留学派遣事業を実施し、嘉手納町の次代を担う人材育成に努め、児童生徒の協調性、国際性等を育む環境を創出します。

社会体育では、地域及び社会体育団体と連携し、スポーツ推進委員を中心に各種スポーツ教室、講習会、大会等を通してスポーツ・レクリエーション活動の推進を図り、町民の健康の保持増進に努めます。

また、読谷村のパークゴルフ場を読谷村民料金で利用できる協定を継続して結ぶとともに、令和6年度は、新たに北谷町のパークゴルフ場と利用協定を締結し、町民がスポーツを楽しむ機会を創出します。さらに、各種スポーツ等の県外派遣に対する助成事業につきましても継続して実施いたします。

外語塾については、未来を担う若者に実践英語や情報処理を中心とした教育を実施し、優れた国際感覚や語学力、総合的なコミュニケーション能力を培い、社会貢献できる人材の育成を図ります。

中央公民館では、各種講座の開催により生涯学習の充実に寄与するとともにサークル活動等、町民が楽しく集い、語らい、学ぶことにより交流が図れる環境を提供してまいります。また、令和6年度は、ロータリープラザにおいて、空調設備等の改修工事を実施し、施設の更新を図ります。

文化財事業では、文化財の調査及び指定の推進、町指定文化財の保存・継承への支援を行います。また、町民が文化財を知る機会の充実に努めます。

町史編纂事業では「嘉手納町の沖縄戦資料保存事業」として、戦争の悲惨さや平和の大切さを後世に伝えていくため、戦争体験者が語る記録映像及びパネル等の製作を行います。

町立図書館は、生涯学習や情報の拠点として図書館資料及びサービスの充実に努めます。また「はいさい1年生」をはじめとする学校連携に力を入れ、町民に寄り添った図書館運営を推進いたします。

執行体制と行財政の運営等

防災行政については「地域防災計画」に基づき、引き続き災害に強いまちづくりを推進するため、防災情報システム及び防災行政無線等を活用し、防災情報を確実に町民に伝達するとともに、非常用食料等の備蓄整備についても計画的な導入を図り、災害時における町民の安全・安心の確保に努めてまいります。

災害時に避難所として利用されるコミュニティーセンターにおいては、老朽化した空調機器の取替工事を行い、円滑な避難所運営を目指します。さらに「国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害等から町民の生命・財産を守り、地域への重大な被害を回避し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の推進に努めます。

地域住民の防災意識の啓発、自主防災組織の強化や避難訓練の実施等についても継続的に取り組むとともに、昨今の社会情勢に鑑み、国民保護計画改訂の取り組みについても検討を進めてまいります。

組織運営の強化については「人材育成基本方針」に基づき、多様

化する行政課題や住民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを確保できるよう、職務階層ごとに長期的視点から計画的な職員研修の実施や人事交流を通じて、職員の意識改革と資質・能力の向上を図ります。

行政サービスにおける町民の利便性を向上させるとともに業務改善を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげて行くため、自治体業務をデジタル技術を使って改革する「自治体デジタルトランスフォーメーション（自治体DX）」の推進に引き続き取り組みます。

令和6年度では、令和7年度までに達成しなければならない「自治体システムの標準化・共通化」に引き続き取り組むとともに、申請書等の複数書類を一括してデジタルデータに変換する「AI-OCR」システムを導入し事務効率化を図ります。また、スマートホン等でより簡易にイベント参加申込等が行える「オンライン申請システム」の導入、予防接種勧奨通知等を町民の方が所有しているスマートホン等へ電話番号を用いてショートメッセージを送信する「SMS送信サービス」を導入します。

町民の移動手段として、公共交通のニーズは依然として高い一方で、少子化や運転手不足の深刻化の影響により、民間の交通事業者

が収益を確保できる形で、公共交通を担うことが難しくなってきました。そのような中で、交通弱者が不自由なく移動ができるよう、既存の公共交通だけでなく、新たな公共交通の検討を進めるほか、町内公共交通事業者への支援を実施してまいります。

本町における人口減少問題は喫緊の課題であります。本問題を解決するため、令和6年度においては、新たな子育て施策の実施、定住促進事業の拡充、各種ソフト施策の立案、国有財産用地や公共用地の活用について実施可能な事業検討を行います。

令和6年度の予算編成については、令和5年10月に定めた予算編成方針に基づき、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」や税制改正、地方財政対策等に留意しながら「第5次総合計画」実施計画に基づく新規施策、政策的経費及び継続実施している経費を始め、義務的経費を中心に編成作業を進めてまいりました。こうして編成された令和6年度一般会計予算案、水道事業会計予算案、下水道事業会計予算案、2特別会計予算案は次のとおりであります。

一般会計予算		15,438,899千円
水道事業会計予算	水道事業収益	387,533千円
	水道事業費用	376,979千円
	資本的収入	125,003千円
	資本的支出	114,041千円
下水道事業会計予算	下水道事業収益	344,496千円
	下水道事業費用	344,226千円
	資本的収入	88,874千円
	資本的支出	125,178千円
国民健康保険特別会計予算		2,009,986千円
後期高齢者医療特別会計予算		330,506千円

以上、令和6年度の町政運営に当たり、私の基本方針と主要な施策の概要等について申し上げてまいりました。社会経済情勢の急速な変化に的確に対応しつつ、更なる町政の発展と町民福祉の増進に向け全職員の総力を挙げて諸施策を遂行してまいります。

議員諸賢及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月4日
嘉手納町長 當山宏